

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により算定して得られる額を162.75で除して得た額に特地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(へき地手当に相当する報酬)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員のへき地手当に相当する報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により得られる額を162.75で除して得た額にへき地学校等において勤務する時間数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号から第5号まで、第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>	<p>(特地勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の特地勤務手当に相当する報酬の額について、第1号会計年度任用職員（月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員に限る。）の勤務条件の特殊性により前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により算定して得られる額を当該第1号会計年度任用職員の1月当たりの平均勤務時間数で除して得た額に特地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(へき地手当に相当する報酬)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項のへき地手当に相当する報酬の額について、第1号会計年度任用職員（月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員に限る。）の勤務条件の特殊性により前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により得られる額を当該第1号会計年度任用職員の1月当たりの平均勤務時間数で除して得た額にへき地学校等において勤務する時間数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。